

# 建築と住宅の性能評価に関するQ & A

## Vol. 6

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思っております。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

[e-mail nakaya@jtccm.or.jp](mailto:e-mail_nakaya@jtccm.or.jp)

### Q24 海外の認証データ及び試験データの取り扱いはどうなっているのでしょうか？

A24 これは、いわゆる相互認証がどの程度まで進んでいるかと言うことになると思います。話が拡散するのを防止するために、対象範囲を建築材料に限定して考えていくこととします。

まず、相互認証を推進することによって、だれがどのような形で利益を得ることができるのかを考えてみることにしましょう。そのためには、海外で製造された材料を輸入して、国内の建築物に使用する際に、何をしなければならないかを考えてみるのが一番簡単だと思われま

す。最近、インターネット等を通じた通信販売を利用し、海外に直接商品を注文して、入手することもできるようになってきました。この際に、購入者が一番気にするのは、購入に要する費用といえます。この費用の中には、製品の対価（海外で直接購入した場合に、払う費用）の他に、通信費、輸送費などが、最低限でもかかることとなります。しかし、実際には、その商品がこちらの期待している性能を有しているものかどうかの確認をしなければなりませんので、さらに追加の費用がかか

ることとなります。

仮に、建築基準法等の強制法規に基づく規制が存在すれば、その要求基準を満足していることを確認しなければなりません。（ケース1）強制的に満足すべき基準が存在しない場合、または、強制基準を上回る水準を期待している場合には、その基準を明確にした上で、基準への適合性証明を求めることとなります。（ケース2）適合性証明の方法としては、供給者の自己宣言を信じて受け入れる方法（ケース2-1）、自分で検証する方法（ケース2-2）、もしくは第3者に証明してもらう方法（ケース2-3）の3つがあります。これらのいずれによる場合も、最終的には、受け入れる側が納得すればよいわけですが、納得するための条件が複雑になればなるほど、追加の費用がかかることとなります。

一番、安心できるのは、購入者の示す要件の全てについて、購入者の指定する方法及び試験担当者によって、試験が実施され、適合性が検証されることですが、このような方法は、通常、非常に

費用がかかることとなります。一番、安上がりなのは、供給者のいうことを鵜呑みにしてしまうということでしょうが、通常、受け入れにあたって不安が残ることとなります。この調整を行うために、商社ないしはブローカー的な存在が必要となります。彼らの役目は、購入者のニーズを低いコスト及びリスクで達成できるようにすることにあります。さて、現在、どのような方策が有効とされているのかをブローカーの立場にたって、説明してみたいと思います。

適合性証明の費用及びリスクが押し上げられるのは、その検証に特殊な技術及び設備が必要とされる場合です。一般的化された検証方法であれば、検証にかかるリスクを低くすることができるだけでなく、費用も安く押さえることができます。一般化された検証法といえるためには国際的に広く使われていることが望ましいわけですが、少なくとも、その国もしくは地域において頻繁に使われている方法であれば、該当すると考えられます。例えば、日本であれば、JISに定められている方法、北米ならばASTMに定められている方法といえるでしょう。ISOは、国際規格ではありますが、建築材料の試験の分野では、必ずしも世界中で実際に使われているわけではありません。したがって、一般的化された検証方法に該当するかどうかは明確ではありません。

さて、北米から商品を輸入する場合に、ASTM規格に基づく、検証データの提出を相手に要求することとします。しかし、これだけでは、購入者の了解を得ることは困難と思われる。なぜならば、購入者が、ASTM規格の中身を周知し、さらに、そのデータが信頼しうるものだと納得しない限り、いくらブローカーが説明しても購入契約には至らないでしょう。この逆に相当する話を、ULにいる知人から自慢げに聞かされたことがあります。彼がいうには、「世界中どこでも、製

品にULマークがついていれば、安心して受け入れてもらえます。」確かに、ULは製品の規格適合性を評価する組織としては、世界一の規模と歴史を持っているといえます。ULマークのブランド力は、残念ながらJTCCM（建材試験センターの略称）を遙かに上回っています。

そこで、お客様にULマークのある製品の購入をおすすめすることとします。もし、ULマークについて、知識をお持ちでない場合には、JTCCMが裏書きをすることも将来的には実施していくことになると思います。通常は、ここで完了と言うことになるのですが、仮に、日本国内で使う場合には、建築基準法等の強制法規の要求を満足していなければならないということになると、だいぶ話が違ってきます。

建築基準法に基づく規制が存在する場合（ケース1）に、以下の考察を限定することとします。輸入する製品が国土交通大臣の指定する材料もしくは構造方法等に該当している場合には、特別な措置を講じる必要はありません。建築確認を受ける際に、大臣の指定に該当していることを説明すればおしまいです。ただし、建築主事さんによっては、海外の規格で作られている製品の性能について、何らかの証明を求めることがあるかもしれません。建材試験センターでは、そのような方のために性能評価事業の一環として証明書の発行も手がけておりますので、ご相談下さい。

輸入する製品が、建築基準法で規定されている防火材料等として国土交通大臣による認定が必要となる場合には、少し手続きが複雑になります。大臣認定を受けるためには、大臣の指定もしくは承認する性能評価機関による性能評価を受けなければなりません。ここで、指定性能評価機関は、日本国内にある性能評価機関のことであり、承認性能評価機関は、海外にある性能評価機関のことです。今のところ、承認性能評価機関は存在して

いませんが、近日中に、北米とオーストラリアに誕生するものと思われます。性能評価の申請は、申請仕様に基づく製品を製造もしくは流通販売に責任を持てる法人もしくは個人が申請しなければなりません。製品を実際に使用する人が性能評価を受けて、大臣認定を取得することは不可能ではないですが、非常に困難と思われます。

性能評価を受ける場合、防火もしくは遮音関係の性能評価は、試験を伴う性能評価となるので、各性能評価機関で試験を実施しなくてはなりません。上記以外のものについては、基本的には、どこで実施された試験のデータであってもかまわないこととなっています。しかし、性能評価を実施する立場としては、信頼の置ける機関で実施されたデータである方が望ましいといえます。

試験データの信頼性を図る一つの基準として、国際的にISO17025（旧ISOガイド25）が使われています。建材試験センターも、主要な試験及び検査部門について、この規格に基づく認定を取得しています。性能評価機関として、性能評価をするにあたっては、何らかの協定の存在する試験機関ないしは協定の存在する機関の信用証明のある試験機関（例えば、ISO17025に基づく認定を受けている試験機関）の試験データであることを一つの目安と考えています。

さて、次に、住宅品質確保法の場合を考えてみることにします。住宅品質確保法の場合、いわゆる試験のデータを採る方法には、制約がありません。仮に、告示に定められていない製品仕様あるいは試験方法で性能を確認したものであっても、特別評価方法認定を受けることができるので、建築基準法に比べ、自由度が高いといえます。

建材試験センターは、住宅品質確保法に基づく特別評価方法認定を実施できる試験機関として指定されています。当センターの実施する特別評価方法認定の信頼性を損なわないためにも、海外での試

験ないしは評価のデータに関しては、できる限り、信頼の置ける機関の発行したものを優先したいと考えております。

建材試験センターが特別評価方法認定を実施する場合には、海外製品を輸入して実際に使用のお客様になりきって認定を実施いたします。したがって、できる限り、ケース2-3のように、信頼性の高いデータを要求することになります。制度上は、ケース2-1及び2-2のデータを拒否することはできませんが、それなりの信頼性を保証するデータの提出をお願いすることとなります。

相互認証といった場合、本来は、受け入れだけでなく、送り出しもあるはずですが、日本国内で議論していると、受け入れの話ばかりで、送り出しの話がかすんでしまいます。これは、圧倒的に受け入れの需要の方が多いことに起因しています。建材を輸出する場合には、慣例として、受け入れ国の試験及び評価を実施するのが当たり前という、国内の風潮が影響しているものと思われます。建材試験センターでは、お客様の要請があれば、お客様のニーズに合わせた性能評価データの作成をさせていただきたいと考えております。

上記のようなことを円滑に行えるようにするため、海外の試験及び評価を実施している機関と業務提携を樹立すべく準備を進めています。今のところ、具体的なニーズが存在していないので、業務提携を結ぶところまで至っておりませんが、将来の海外のパートナー候補と良好な関係を築きつつあります。将来的には、建材に関する性能評価のデパートメントストアとして、国内だけでなく、国際的にも認知されるべく、準備を進めておりますので、皆様方の暖かいご支援をお願い申し上げます。